

国立大学法人東京農工大学リーディングプログラムの運営に関する規程

(平成 25 年 7 月 1 日教規程第 32 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学則(以下「学則」という。)第 71 条の 2 第 2 項の規定に基づき、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」の事業により実施される国立大学法人東京農工大学「グリーン・クリーン食料生産を支える実践科学リーディング大学院の創設」プログラム(以下「本プログラム」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本プログラムは、東京農工大学(以下「本学」という。)大学憲章の基本理念「使命志向型教育研究—美しい地球持続のための全学的努力」の下、持続発展可能な社会の実現に向けて、生命の源である「食」に関する地球規模での究極的な課題に挑戦し、食の生産性やエネルギー依存形態を変革する構想力と実践力を備えた国際的なリーダーを養成することを目的とする。

(プログラム責任者)

第 3 条 本プログラムに、プログラム責任者を置き、教育担当副学長をもって充てる。

2 プログラム責任者は、本プログラムの実施に関して責任を持つ。

(プログラムコーディネーター)

第 4 条 本プログラムに、プログラムコーディネーターを置き、本学の教授である者から学長が指名する。

2 プログラムコーディネーターは、本プログラムの企画及び運営に関する業務を総括する。

3 プログラムコーディネーターの任期は、本プログラムの事業期間終了までとする。その後の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

4 事業期間終了後のプログラムコーディネーターの選考は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が行う。

(リーディングプログラムタスクフォース)

第 5 条 本プログラムの運営は、大学戦略本部の下に設置されるリーディングプログラムタスクフォース(以下「TF」という。)において実施する。

2 TF は次の各号に掲げる事業を統括する。

(1) 本プログラムにおけるリーダー育成に向けた企画及び立案に関すること。

(2) 本プログラムにおける教育プログラムの策定及び実施に関すること。

(3) 本プログラム推進に向けた教職員のスキルアップ支援に関すること。

- (4) 国際化及び国内外における外部組織との連携に関すること。
- (5) 学内関係部局との連絡調整に関すること。
- (6) 第9条に規定するステアリングコミッティーとの連絡調整に関すること。
- (7) 教育研究評議会から委任された事項に関すること。
- (8) その他プログラム責任者が必要と認めた事項に関すること。

第6条 TFは、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) プログラム責任者
 - (2) プログラムコーディネーター
 - (3) 事務局長
 - (4) 各学府から選出された教員 各2人
 - (5) その他プログラム責任者が必要と認める者
- 2 前項第4号及び第5号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 TFに主査を置き、プログラム責任者をもって充てる。

- 2 TFに副主査を置き、プログラムコーディネーターをもって充てる。
- 3 主査は、TFを招集し、その議長となる。
- 4 主査に事故があるときは、副主査がその職務を代行する。
- 5 TFは、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 主査は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴くことができる。

(実践型研究人材養成拠点)

第8条 国立大学法人東京農工大学連携リング規程(以下「連携リング規程」という。)第9条第1項及び第2項の規定に基づき置かれる実践型研究人材養成拠点(以下「拠点」という。)に所属する教員は、本プログラムの教育・研究業務に携わる。

- 2 拠点はTFと連携の上、本プログラムを運営・実施する。
- 3 連携リング規程第10条の規定に基づく拠点長は、プログラムコーディネーターをもって充てる。
- 4 拠点における本プログラムの教育・研究業務の重要事項について、審議及び企画するため、次の各号に掲げるワーキンググループを置く。
 - (1) 教育企画ワーキンググループ
 - (2) 入試広報ワーキンググループ
 - (3) 産学官連携ワーキンググループ
 - (4) 国際交流ワーキンググループ
 - (5) その他拠点長が必要と認めるワーキンググループ

- 5 前項に規定するワーキンググループは、各学府に設置されている関連委員会と連携を図り、当該重要事項について、審議及び立案する。

(ステアリングコミッティー)

第9条 本プログラムの運営に学外のプログラム担当者を参画させるため、ステアリングコミッティーを置く。

- 2 ステアリングコミッティーは、本プログラムの連携機関のプログラム担当者から選出し組織する。
- 3 ステアリングコミッティーは、次の各号に掲げる事項について参画する。
- (1) 本プログラムの運営に関する事項
 - (2) 本プログラムの教育課程、教育方法に関する事項
 - (3) 本プログラム学生の選抜、成績評価及び学位審査に関する事項
 - (4) その他本プログラムの運営に必要な事項
- 4 ステアリングコミッティーに関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第10条 本プログラムの点検・評価を行うため、外部評価委員会を置く。

- 2 外部評価委員会は、次の各号に掲げる事項について、点検・評価を行う。
- (1) 本プログラムの運営に関する事項
 - (2) 本プログラムの事業計画に関する事項
 - (3) 本プログラムの学位審査に関する事項
 - (4) その他委員会が必要と認める事項
- 3 外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 本プログラムに関する事務は、学生総合支援課、教育企画課、国際交流課及び関係部署の協力を得て戦略企画課が処理する。

- 2 前項に定めるほか、本プログラムの地区事務に関する業務は、府中地区事務部及び小金井地区事務部がそれぞれ処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。